

京都市訓令甲第8号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表会計室長の項第3号中「を除く」を「にあっては、総務局長が別に定めるものに限る」に改める。

別表次長の項中第26号を第27号とし、第4号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員団体及び労働組合の業務による所属職員の3日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、総務局長が別に定めるものに限る。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)